

愛媛県教育委員会12月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成15年12月25日（木）午後3時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 飯尾育子

委員 山口千穂 委員 砂田政輝 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 藤岡 澄

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 西山修一

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 中川敬三

全国生涯学習フェスティバル推進室長 村上哲邦

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 高須賀康夫

障害児教育課長 鈴木公生

文化振興課長 後藤佳一

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 南 新平

6 会議の概要

(1) 開会

委員長 午後3時00分開会を宣する。

(2) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 前会会議録を承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 教育長の報告を求める。

平成15年12月定例県議会質問及び答弁要旨について

教育長 平成15年12月定例県議会における教育委員会関係の質問事項と答弁要旨について報告する。

愛媛県教員の資質向上審査委員会の委員の委嘱について

義務教育課長 愛媛県教員の資質向上審査委員会の組織および運営に関する要綱第3条の規定に基づき委嘱した6名の委員について報告する。

平成16年度県立中学校入学志願者数について

高校教育課長 平成16年度県立中学校入学志願者数について報告する。

委員長 会議の進行上、その他の協議題を議事の前に協議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(4) 協議

県立高等学校再編整備計画について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 平成12年12月に愛媛県高等学校教育検討委員会から示された県立高等学校再編整備基準を基に、本年度教育委員会内部で結成したプロジェクトチームが策定した具体的な再編整備計画について説明する。

砂田委員 今後10年間の再編を目的とする計画であるが、今後の状況の変化に応じた計画の変更について質問する。

教育長 これまでの実績をもとに入学者数を想定し、県立高等学校再編整備基準に基づいて策定した計画であり、今後の入学者数の増加などにより変更はあり得る。最終的な統廃合などについてはその前年の募集定員設定時に決定していくことになる旨説明する。

砂田委員 統廃合などによる保護者の経済的負担増への対応について質問する。

高校教育課長 地元に学校がないため進学を断念するといったことのないよう、授業料の減免や奨学金などについても今後検討してみたい旨説明する。

砂田委員 再編に伴う教職員の減少について質問する。

高校教育課長 学科再編や学級減などによる減少を含めると、400人程度の教職員定数の減少が見込まれるが、一度に減少することはなく、今後、教員減を見込んだ採用を行うなどにより対応する旨説明する。

砂田委員 今回の計画で大きく影響を受ける島しょ部の地元の反応について質問する。

高校教育課長 高校を通じて中学校長の意見を聞いたところ、地元に学校を残して欲しいという意見がある一方、小規模化による学校運営の問題があり、統廃合もやむを得ないとの意見もあった旨説明する。

山口委員 再編の対象となっている学校の存続を地元は望んでいると思う。私立と違い、公立学校は入学者数や財政面だけで統廃合を決定することなく、存続させたいという地元の意見をきいて、それに指導支援していくことも考慮して欲しい旨意見を述べる。

教育長 全国的にみると、高校の再編は財政的理由から計画する県が多いが、本県の基準は現在のような県財政が逼迫する以前に定められている分、緩やかなものとなっている。しかしながら、今後の生徒数の減少を考慮するとある程度の統廃合はやむを得ないと考えている。ただし、

ある一定の地域内での高校の存続や特色ある学科をもつ高校の存続などは大事なことだと考えており、今後、地元の意見もよく聞いて対応していきたい旨説明する。

委員長 最終的な統廃合などの決定は、今後地元の意向や入学希望者の実情を踏まえながら決定するということであり、地元協議を始めるにあたって、この計画で進めていくということについては了承したい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

(5) 議 事

ア 議案審議

委員長 議案第67号を上程する。

○議案第67号 平成16年4月1日付教職員人事異動基準について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 平成16年4月1日付けの教職員人事異動について、その適正を期すため定める基準の原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

山口委員 高校によっては、経験の浅い若い教員が多数配置されている学校があるが、バランスのとれた配置をして欲しい旨意見を述べる。

高校教育課長 教職員の平均年齢は、40才程度だが、へき地などの学校によっては、30才程度の平均年齢の学校もある。人事異動基準に基づき、適正配置に努める旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第68号中学校事務職員の懲戒処分について、議案第69号県立学校教員の懲戒処分について及び、議案第70号県立学校教職員の懲戒処分については、人事案件であることから、これらの審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開と決定する旨宣する。

委員長 議案第68号を上程する。

○議案第68号 中学校事務職員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 死亡事故を起こした中学校事務職員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第69号を上程する。

○議案第69号 県立学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 交通違反をした県立学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第70号を上程する。

○議案第70号 県立学校教職員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

高校教育課長 わいせつ行為を行った県立学校教職員を懲戒処分する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

飯尾委員 生徒に対するわいせつ行為は、生徒にとっては脅威であり、保護者にとっては不安材料であり、厳しい処分をお願いしたい旨意見を述べる。

山口委員 以前から類似の行為があったのか質問する。

高校教育課長 女生徒からの聞き取り調査によると、性的に不快な発言や体に触れる等の行為はあった旨説明する。

星川委員 校長は事件発覚まで、問題行動に気がつかなかったのか質問する。

高校教育課長 校内にはセクハラ相談員がいるが、なかなか表面に現れにくい。今回、生徒に対するセクハラ調査の結果発覚したものであり、今後もセクハラ防止に努めて参りたい旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(6) 閉会

委員長 午後4時35分閉会を宣する。